

42 振替休日と代休の違いって？……割増賃金削減法！

最近の開業では週一の休診日が一般的になっている。この場合、どうしてもスタッフの休みの配分が難しくなる場合が出てくる。そんな時に、医院として振替休日を取らせるのか、代休を取らせるかで割増賃金を払わなければならないから要注意だ。

最初に振替休日の定義であるが、振替休日とは、あらかじめ休日と定められた日を労働日とし、その代わりに労働日を休日とすることを言う。例えば、振替休日になる場合は、以下のような流れになる。

- ①日曜日に出勤する代わりに、「月曜日は休んでもいい」とスタッフに言う
- ②スタッフは日曜日に出勤して、月曜日に休む
つまり、事前に振替休日を決めたうえで休日に出勤してもらうわけだ。

ポイントは「振替休日」を行うと、本来の休日に働かせたとしても「休日出勤」の扱いにはならない。

このことから、通常支払う賃金×0.35の割増賃金は必要なくなるのだ。ただし、振替休日をさせたがため

に、1週間の労働時間が法定労働時間(原則40時間)を超えてしまった場合には、通常支払う賃金×0.25の割増賃金の支払が必要になる。それと、振替休日を行うには、就業規則に振替休日を行うことをあらかじめ定めておく必要があるので、注意しよう。

参考までに、代休とは、休日労働をさせたあとに、その代償措置として労働日に休ませることを言う。例えば、代休になる場合は、以下のような流れになる。

- ①日曜日に出勤するようにとスタッフに言う
- ②スタッフは日曜日に出勤する
- ③後日、日曜日に出勤したからということで、金曜日に休むように言う
- ④スタッフは金曜日に休む

つまり、後日に休む日を決めているのがポイントだ。代休の場合は、振替休日と違って、本来の休日に働かせたら休日出勤の扱いになる。このことから、通常支払う賃金×0.35の割増賃金の支払が必要になるのだ。